育成者権侵害疑義品 一次スクリーニングシステム開発仕様書

１　業務目的

インターネット上のフリマ・オークションサイト等における、登録品種の種苗に係る育成者権侵害疑義品の出品情報について、定期的な検索、候補の抽出、記録及び確認の優先順位付けを支援するシステム（以下「本システム」という。）を開発する。

本システムは、疑義のある出品を広く拾い上げる一次スクリーニングを目的とし、法的な侵害判断、ガイドライン該当性の最終確認又はプラットフォーム事業者への削除申出を自動で行うものではない。JATAFF 担当者が出品情報と評価根拠を確認し、必要に応じて修正する。

２　開発の基本条件

項目	内容
対象品種	JATAFF 会員が育成者権を有する品種。初期運用は 100 品種程度を想定し、将来的に 1,000 品種程度まで拡張可能な構成とすること。品種の追加・削除は担当者が行えること。
対象サイト	メルカリ、Yahoo!フリマ、楽天ラクマ、Yahoo!オークションの 4 サイトを基本とする。
検索頻度	原則として対象品種をほぼ毎日検索することを目標とする。ただし各サービスの利用条件、検索上限及び費用に応じて、実行可能な頻度を提案・設定できること。
運用体制	JATAFF 担当者 2 名程度で運用できること。
検索・評価方式	生成 AI の Web 検索機能、Web 検索 API、許諾された直接検索、通常のプログラム、ルールベース等から、適法性・実現性・再現性・費用を考慮して提案すること。特定方式は指定しない。 また、プラットフォーム事業者から許諾を得た CSV 等の定期的なデータ提供や API によるデータ提供を受ける方式も選択肢とする。
予算上限	500 万円以内（消費税及び地方消費税を含む）。本契約期間内に完成・納品するシステムの開発対価の上限とし、契約期間後に発生する外部サービス利用料・運用保守費は含まない。
事業期間	契約締結日から令和 9 年 3 月 12 日まで。

３　システムの仕様

（１）対象品種マスター及び検索語辞書

登録品種名、登録番号、作物名、流通名、商標名、別名、検索対象の設定、種苗関連語（苗、種子、種籾、球根、穂木、挿し木、株、ランナー等）及び増殖関連語等を管理すること。検索に用いるキーワード（検索語）は、JATAFF が指定する。初期設定では、品種ごとの検索語（品種名、別名、流通名、商標名等）に加え、全品種に共通して組み合わせる種苗関連語及び増殖関連語を合計 20 語程度指定するものとし、請負者は指定された検索語を検索語辞書に登録すること。請負者は、検索回数及び費用を抑えるための検索語の組合せ方法並びに表記揺れ・伏字等の候補を提案することができるが、検索語の追加・削除は JATAFF の了承を得て行うこと。Excel 又は CSV による一括登録・更新及び担当者による編集を可能とすること。表記揺れ・伏字等への対応方法を提案すること。

品種ごとに識別番号を付与し、同一名称であっても作物・品種が異なる場合は区別して管理できること。

品種マスター及び検索語辞書の追加・修正・削除は、原則として JATAFF 担当者が開発事業者に依頼することなく行えること。

（２）出品情報の検索・収集【必須】

対象品種及び検索語の組合せに基づき、規約・利用条件に適合する方法で検索を実行すること。検索日時、検索語、対象サイト、品種名、取得できた商品名、商品 URL、検索結果、実行エラー等を記録すること。取得可能な項目及び取得できない項目を明示すること。

情報取得の方法は、公開 Web 検索、利用条件に適合した検索 API、プラットフォーム事業者の許諾を得た取得、事業者からの CSV 等の定期提供その他の適切な方法を含め、特定方式を指定しない。事業者からの情報提供を前提とする場合は、提供可能な範囲、頻度、費用、取得項目及び必要な協議事項を明示すること。

プラットフォーム事業者による API・データ提供、又は自動検索・情報取得に関する許諾の範囲は、JATAFF が事業者に確認し、判明した条件を請負者に提示する。協力内容が未確定の段階では、特別な許諾又はデータ提供を当然の前提としないこと。協力が得られない場合の取得方法についても、各サイトの規約・利用条件及び必要な許諾に適合する方法を提案し、実現が困難な範囲と前提条件を明示すること。請負者は、特別な協力が得られない場合にも、契約時に確定した検索方式及び取得範囲に基づく情報収集機能を完成させること。対象サイト別の実装可能範囲、制約及び検収条件は、提案書で明示し、契約時に確定すること。

請負者は、特別な協力が得られない場合も含め、対象サイトごとに契約時に合意した取得範囲及び検索機能を実装すること。取得できない情報、利用条件による制約及び代替方式を契約前に明示し、合意した範囲を完成条件とする。プラットフォーム事業者の協力が得られない場合においても、対象 4 サイトのそれぞれについて、公開 Web 検索等により少なくとも商品名、出品 URL 及び取得日時を取得できること。取得できないサイトがある場合は、その理由と代替手段を提案書に明示すること。

検索・候補抽出では、登録品種名等の完全一致だけに限定せず、流通名、表記揺れ、伏字、関連語及び商品説明文等の情報を活用し、疑義候補を幅広く拾い上げる方法を提案すること。生成 AI、類似検索、ルールベース等の方式は限定しないが、曖昧な表現への対応方法、見落とし及びノイズへの影響を説明すること。

検索精度については、登録品種の種苗に係る出品候補の見落としを抑えつつ、同名の別商品、食用農産物、加工品等の無関係な検索結果（ノイズ）をできる限り低減し、担当者の確認負担を軽減すること。ノイズ抑制によって疑義候補を過度に除外しないこと。検索語・除外条件等を担当者が調整でき、抽出・除外の根拠を確認できることが望ましい。

品種名と「苗」「ランナー」等の種苗関連語を組み合わせた事前絞り込みは認めるが、絞り込みにより対象外となる出品の種類と見落としの可能性を明示し、試行で検証すること。

検索 API 等による取得結果には検索漏れや時間差があり得るため、検索結果ゼロを「出品なし」と断定しないこと。各サイトへの自動アクセス、説明文・画像の取得及び保存については、事前に利用条件を確認し、規約に反する方法を前提としないこと。

出品情報の収集に当たっては、直近 24 時間、過去 3 日間、過去 7 日間又は任意の開始日時・終了日時など、収集対象期間を JATAFF 担当者が設定・変更できること【必須】。ただし、出品日時等を取得できない場合や、検索サービスの仕様上、期間指定ができない場合には、取得済み情報との差分抽出等による代替方法を提案し、対象期間の設定方法及び取得上の制約を明示すること。

（３）候補一覧・重複除去【必須】

同一 URL 等の重複を識別し、品種別・サイト別・検索日別に候補を一覧表示すること。新規候補、既確認候補、再出現候補を区別できることが望ましい。担当者が元の出品ページを開けること。

新規に取得した出品情報と過去に取得した情報を区別し、指定した期間における新規候補を抽出できること。担当者がサイト内検索等で把握した出品について、出品 URL、対象品種、サイト名及び商品名等を手動又は CSV により登録し、自動取得した候補と同様に一覧・確認・出力できること。

出品情報の収集・整理機能と、収集した情報の解析・暫定評価・優先順位付け機能は、可能な限り独立して運用できる構成とすること。収集・整理した情報は、後段の評価機能を利用しない場合にも参照・出力できること。

（４）一次スクリーニングの暫定評価【必須】

(a)登録品種の種苗に係る譲渡の申出を示す事情及び(b)無許諾増殖を示す事情を、それぞれ独立して暫定評価し、両者の組合せに基づく確認の優先順位を表示できる機能を実装すること。評価段階及び優先順位区分は、提案内容を踏まえて契約時に確定すること。評価方法は請負者の提案によるものとするが、評価結果及び根拠を担当者が確認できることを必須とし、単純な点数の積によって情報不足の案件を除外しないこと。

JATAFF は、契約締結後、一次スクリーニングにおける確認優先順位の判断に資する参考事例（確認優先順位が高い事例、低い事例、判断が難しい事例等）を、利用条件及び情報管理上可能な範囲で請負者に提供する。具体的な件数はあらかじめ定めず、請負者はこれらの事例について、商品名・説明文・写真等に関する JATAFF の着眼点を確認し、評価基準のすり合わせ、暫定評価・優先順位付け機能の開発及び検証に活用すること。試行結果を踏まえ、必要に応じて JATAFF と協議の上、契約時に定めた回数の範囲で、参考事例の追加及び評価条件の調整を行うこと。なお、参考事例は侵害の法的確定判断又は機械学習用の大量の教師データの提供を保証するものではない。

AI 等を用いて出品情報の解析・暫定評価を行う場合は、同一の情報・条件で再実行した場合に同一の評価区分となるよう、評価の安定性を確保すること。また、評価基準や処理条件を適切に管理し、評価結果の確認・検証が可能な構成とすること。

評価はルールベース又は生成 AI 等のいずれでもよく、判定条件、根拠となる商品名・説明文等、取得できない情報の扱い、誤判定時の修正方法を示すこと。品種名一致や「自家採種」等の語だけで侵害を確定せず、判定不能・情報不足を区別すること。評価条件は担当者が変更できること。商品説明文を取得できない場合は、商品名、検索結果の抜粋等の取得可能な情報により暫定評価を行い、情報不足の旨を表示すること。

本項目は、本業務の開発期間内に実装することを必須とする。予算及び開発期間を踏まえ、ルールベース又は生成 AI 等による基本的な暫定評価・優先順位付け機能を実装すること。なお、評価精度の向上や高度な解析機能については、必須機能と区分して追加提案することができる。

解析・暫定評価・優先順位付け機能は、JATAFF が別途用意する生成 AI、表計算ソフトその他の手段による独自解析を妨げない構成とすること。

（５）担当者による確認・履歴管理【必須】

担当者が出品情報及び暫定評価の根拠を確認し、「要確認／参考／対象外／保留」等の確認結果、確認日、担当者、コメント、必要に応じた評価の修正を記録できること。確認履歴を後から参照できること。

（６）データ出力・証拠保存支援

候補一覧及び確認履歴は Excel 又は CSV で出力できること【必須】。確認が必要な案件について、出品 URL、取得又は確認日時、画面の保存（スクリーンショット等）を担当者が記録・保存できる機能又は簡便な手順を備えること【必須】。画面保存は担当者による手動保存を含めてよい。説明文・画像の自動取得や高度な証拠管理は、各サイトの利用条件、個人情報保護及び予算を踏まえた追加提案とする。

収集・整理した出品情報について、JATAFF が独自に解析・評価できるよう、CSV 等の汎用的な形式で一括出力できること【必須】。出力項目には、取得可能な範囲で商品名、商品説明文、出品 URL、対象品種、対象サイト、取得日時及び商品 ID 等を含めること。データの出力及び外部サービスへの入力は、取得元の利用条件、データ提供契約及び個人情報の取扱いに適合する範囲で行うこと。

（７）本業務の対象外

侵害の自動確定、送信防止措置の自動申出、画像のみからの品種同定、24 時間常時巡回及びスマートフォン専用アプリの開発は、今回の必須範囲に含めない。

４　非機能要件及び運用条件

（１）規約等の遵守：各サイト、検索サービス、API 等の利用規約・アクセス制限、著作権、個人情報保護に配慮し、適合性を確認した方式を採用すること。必要な事業者協議・許諾事項は明示すること。

プラットフォーム事業者によるデータ提供又は特別なアクセス許諾を前提とする提案では、協力が得られない場合又は一部サイトでのみ得られる場合の代替手段、実現できる機能、検索頻度及び費用への影響も示すこと。

（２）安定運用：検索件数、処理時間、API 従量費用、失敗時の再実行、実行ログ及びエラー通知を考慮すること。利用条件変更時の対応方針を示すこと。

（３）安全管理：利用者認証、権限管理、保存データの保護、バックアップ、個人情報の取得最小化を行うこと。ネットワーク通信を伴う場合は適切な暗号化を行い、利用するソフトウェ

ア・依存ライブラリの脆弱性への対応及び更新方針を示すこと。検索結果・操作履歴・実行ログについて保存期間、削除方法（自動削除の有無を含む）及び復元方法を提案すること。

（4）運用環境：JATAFF が保有する既存 PC・サーバー、クラウドサービスその他の構成から、初期費用と 2 年目以降の固定費を考慮して提案すること。特定の事業者又は環境の利用を指定しない。想定 OS、端末、ブラウザ、必要スペック、ネットワーク条件、ライセンス及び費用負担を明示すること。

（5）外部サービスの契約：検索 API、生成 AI、クラウド等を利用する場合は、原則として JATAFF 名義でアカウントを取得・継続利用できる構成とすること。認証情報・API キーの安全な設定・更新方法、利用量の確認方法、利用上限・費用上限の設定方法、契約終了後の引継ぎ方法を示すこと。JATAFF 名義での契約が困難なサービスは、理由と代替策を提案すること。

（6）維持管理：運用担当 2 名程度で利用でき、2 年目以降の維持管理費を抑えた構成とすること。常時保守契約や有償サーバー等への依存を極力避け、担当者が品種マスター・検索語・評価条件を更新できること。外部 API・生成 AI 等の従量費や不可避のライセンス費、障害時のスポット保守費は固定費と区別して年額目安及び算定根拠を示すこと。

固定費を伴うクラウド・API・生成 AI 等の利用も排除しないが、費用を最小化する工夫、費用上限、サービス停止時の影響、契約終了後の継続利用条件を明示すること。保守・問い合わせ・外部仕様変更への改修が年間費用に含まれるか否かを明確にすること。

保守契約の終了又は解析・評価に用いる外部サービスの変更等があっても、収集済みの出品情報を JATAFF が継続利用できること。また、解析・暫定評価・優先順位付け機能を利用しない場合でも、収集・整理機能及びデータ出力機能を可能な限り継続利用できる構成とし、継続利用に必要な条件及び制約を明示すること。ただし、外部サイト等の仕様変更に伴う機能維持まで無償で保証するものではない。

（7）秘密保持・データ管理：請負者は本業務で知り得た会員情報、対象品種リスト、検索結果、システム情報その他の非公開情報を、JATAFF の事前承諾なく第三者に開示し、又は本業務以外に使用しないこと。契約終了時又は JATAFF の指示時には、提供データ及びその複製を返却又は安全に消去し、消去の実施を報告すること。ただし法令上保存が必要な情報は JATAFF と協議すること。

（8）権利帰属・第三者権利：成果物について、JATAFF が継続して利用・改変し、必要に応じて第三者に保守・改修を依頼できる権利を確保すること。請負者は成果物が第三者の著作権等

を侵害しないことを保証し、第三者製品・オープンソース等のライセンス、利用条件及び制約を明示すること。権利帰属の詳細は契約で定める。

５　開発・検証及び受入れ

契約時に、対象サイト別の取得範囲、基本的な検索条件、実行頻度、必須機能及び受入試験項目を確定する。契約後は、これらの範囲内で実装方法や試験データ等の詳細を JATAFF と協議して調整する。初期運用の対象は 100 品種程度とし、その範囲で試行を行う。既知の出品情報との照合、検索漏れ、無関係な検索結果（ノイズ）の割合と内容、実行時間、費用、重複除去、履歴保存及び担当者の確認作業時間・操作性を検証すること。将来 1,000 品種程度へ拡張する際の処理時間、費用、利用条件上の制約及び追加対応の要否も示すこと。取得可能なデータがプラットフォーム事業者の協力に左右される場合は、協力が得られる場合と得られない場合の双方について、試行又は合理的な根拠に基づき検索精度・費用・実現範囲を比較すること。

試行・検証では、JATAFF が提示する確認優先順位別の参考事例等を用い、疑義候補の抽出状況及び優先順位付けの妥当性を確認すること。特に見落とした事例と無関係な事例について原因を整理し、検索条件又は評価条件の調整と再確認を行うこと。参考事例の件数・内容、利用可能な写真等の範囲及び参考事例を用いた検証の方法は、契約後に協議して定める。

本業務における監視対象、確認の考え方及び最終判断は JATAFF が定める。一方、検索技術、内部設計、プログラミング方法その他の実装技術は請負者の専門的判断に委ねる。JATAFF は必要機能・納品物・検収条件を提示し、請負者は合意した成果物の完成に責任を負う。

検収は、契約時に確定した必須機能及び受入試験項目に基づいて実施する。対象品種マスターの登録・更新、契約時に合意した対象サイト・検索条件での検索実行、取得情報の記録、重複除去、候補一覧の表示、暫定評価と根拠の確認、確認履歴の保存、Excel/CSV 出力、エラー処理及び操作説明等について、所定の試験データ及び条件により正常に動作することを確認する。検索漏れ、ノイズ、処理時間等についても試行・評価を行う。ただし、外部検索サービスの仕様やプラットフォーム事業者の協力状況に左右される発見率・適合率等は、成果物の完成を判定する基準とはしない。受入試験項目及び合否判定方法は契約時に書面で確定する。

受入試験項目は、品種マスターの登録・更新、合意した条件での検索処理、取得情報・検索履歴の記録、重複除去、候補表示、暫定評価と根拠表示、確認履歴、CSV 出力、権限管理及びエラー処理を基本とし、契約時に一覧化する。試験データや実施手順の詳細は契約後に調整できるが、必須機能の合否基準は変更しない。検索件数・侵害発見率・暫定評価精度等、外部条件や個別案件に左右される指標は試行結果として報告させ、完成の合否基準とはしない。

検収に当たっては、解析・暫定評価・優先順位付け機能を利用しない状態でも、収集済みの出品情報を参照し、所定の項目を CSV 等で一括出力できることを確認する。

検収後 1 年以内に発見され、請負者が納品した成果物の仕様不適合に起因する不具合は、請負者の責任において無償で修補すること。ただし、JATAFF 側の改変、運用環境の変更、外部サイト・API の仕様変更その他請負者の責めに帰さない原因によるものは除き、原因及び対応範囲を協議すること。契約不適合責任の通知・履行等の詳細は契約書に定める。

６　事業期間・納品物

事業期間は契約締結日から令和 9 年 3 月 12 日までとする。納品日は検収及び不適合箇所の修補・再試験に要する期間を確保して契約時に定め、事業期間の終了前に納品・検収を完了すること。受入試験で不適合が確認された場合は、請負者が原因を確認して修補し、該当項目の再試験を受けること。

納品物は、①稼働するシステム一式、②ソースコード・設定ファイル・依存ライブラリ一覧（名称、バージョン、ライセンス）、③品種マスター・検索語辞書の初期設定、④設計書・環境構築手順書・再構築手順書（OS・ミドルウェア・必要なソフトの設定、API キー等の設定・更新方法を含む）、⑤操作・運用マニュアル（バックアップ・復旧、障害対応、更新方法を含む）、⑥試験結果及び課題一覧、⑦事業実施報告書（電子データ及び必要部数）を基本とする。JATAFF 又は別の事業者が再構築・引継ぎできる内容とし、秘密鍵やパスワードの平文を納品資料に記載しないこと。ウイルスチェックを行い、結果を示すこと。

操作・運用マニュアルには、品種マスター及び検索語辞書の登録・更新、検索の実行、結果の確認・修正、データ出力、エラー発生時の基本的な対応方法を含めること。

納品時には、契約時に確定した受入試験項目と試験結果の対応表、不適合事項と修補・再試験の記録、納品物一覧を提出すること。JATAFF による検収の結果を記録し、請求・支払は契約に定める検収条件に従うこと。

JATAFF が提示する参考事例を用いた検索・暫定評価の調整方法、開発に必要と想定する参考事例の種類・件数・提供時期、想定する打合せ・検証作業の回数及び JATAFF 側に必要な作業・提供資料を明示すること。画面構成・操作性等は提案によるものとするが、候補抽出及び確認優先順位付けの考え方については、JATAFF と認識をすり合わせる工程を含めること。

７　応募者に求める事項

応募者は、本業務に必要な開発体制、工程管理及び情報管理能力を有し、提案した方式の実現可能性を説明できること。類似する検索・データ収集・業務システムの開発実績、実施責任者及び担当体制、外部サービス利用条件への対応方針を提示すること。

打合せは、少なくとも①着手・要件確認、②検索・取得方式及び判断基準のすり合わせ、③試作・中間確認、④検索精度・暫定評価の検証及び調整、⑤納品・検収前確認の各段階で実施すること（オンライン可）。必要に応じた追加協議の扱い及び JATAFF 側の作業分担は、工程表に明示すること。

８　提案書・見積書に記載する事項

提案する検索方式とその選定理由、4 サイトへの対応範囲、取得可能な情報、想定検索頻度、検索漏れ・検索ノイズとその抑制策、一次評価の実現方法、システム構成、開発工程、試行方法、納品物、保守方法、リスク及び代替策を記載すること。また、運用環境の候補、外部サービスの契約名義・費用管理、データ保存期間・削除方針、セキュリティ対策、無償修補への対応方針を示すこと。プラットフォーム事業者からの CSV 等による提供を利用する場合は、提供頻度（新規・差分データを含む）、対象項目（商品名・説明文等）、データ取込み方法、提供が中断された場合の対応を示すこと。必須機能については、実現可能とする根拠、サイト別の制約、想定する受入試験項目及び合否判定方法を併せて示すこと。

提案書には、必須機能ごとの実装可否、対象サイト別の取得方法・取得範囲・前提条件、代替手段、受入試験の方法及び客観的な合否確認方法を記載すること。外部事業者の協力や許諾が得られない場合の実装可能範囲を区別して明示すること。

見積書は情報収集・整理及び（a）（b）の基本的な暫定評価・優先順位付けを含む必須機能と、高度な解析等の追加機能を区分し、初期開発費、第三者サービス利用料、2 年目以降の年間固定維持管理費、従量費及びスポット保守費の想定を明示すること。2 年目以降の維持管理費を抑える方策と、将来 1,000 品種程度に拡張する際の追加費用・条件も示すこと。予算内での実現が難しい項目は、優先順位と代替案を示すこと。

比較可能なよう、初期開発費と年間利用料・保守料・従量費を区分し、初年度から 3 年度目までの年別費用及び 3 年間総額を示すこと。複数年一括契約又はライセンス方式の場合は、初期開発費との包含関係、契約期間終了後の継続利用・データ引継ぎ条件及び更新費用を明示すること。問い合わせ、障害対応、セキュリティ更新、外部サイト仕様変更に伴う改修の各費用について、基本料金に含む範囲と別途見積りとなる範囲を示すこと。

見積書では、契約期間内に完成・納品するシステムの開発対価と、契約期間後に発生する外部サービス利用料・運用保守費を明確に区分すること。開発対価の内訳は主要機能・成果物ごとに示し、補助事業に直接必要な範囲と金額の妥当性を確認できるものとすること。

９　事業の報告及び協議

請負者は契約後速やかに工程表を提出し、隔週程度を目安に JATAFF と進捗・課題を共有すること（オンライン可）。打合せの議事要旨は請負者が作成し、JATAFF の確認を受けること。なお、必要に応じて JATAFF が作成した文字起こしデータを請負者に提供する。令和 9 年 1 月中旬を目途に試作版又は主要機能を確認できるデモを提示し、JATAFF の確認を受けること。担当者 2 名程度を対象とする操作研修を 1 回以上実施すること。仕様・方式・工程の変更が必要な場合は事前に JATAFF と協議すること。事業完了時に実施結果、検証結果、未解決事項及び継続運用上の留意点を報告すること。

10　その他

本業務の必須機能、納品物及び基本的な検収条件は、本仕様書並びに提案内容を踏まえて契約時に確定する受入試験項目に基づくものとする。検索方式、画面構成その他の技術的な実装方法は、請負者の専門的判断及び提案を尊重し、必要に応じて協議する。ただし、契約後の協議により必須機能又は成果物の完成条件を一方的に変更するものではない。契約内容の変更が必要となる場合は、所定の手続により書面で合意する。仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は JATAFF と協議すること。本仕様書で「望ましい」とした事項は、提案により実装することを契約時に合意した場合を除き、検収の対象としない。

本業務は、JATAFF が実施する巡回監視・調査・評価のための専用システムを完成・納品する請負業務であり、出品情報の継続的な監視、侵害該当性の判断又は削除申出の代行を請負者に委ねるものではない。契約変更が必要な場合は、変更理由、対象機能、納期及び金額への影響を文書化し、事前に書面で合意すること。